

夜間中学の変遷と自主夜間中学

宇都宮大学国際学部国際社会学科 金井田和親

1. 義務教育から外れる人びとへのアプローチ

(1) 人間的な例外の学校

「つまり、憲法で保障された教育を受ける権利を行使できなかった人たちが存在するという現実があるから、文部省は夜間中学という例外的な学校を正式に認めるわけにはいかないだろうけど目をつぶる、早い話が“黙認している”、ということではないでしょうか？

ぼくは、この“黙認”というやり方がとても人間的でいいと思っています。行政機関としては珍しいことではないでしょうか。大いに誉めてやりたい。芝居の台詞ではないけれど、法にも情けあり、とでもいうか。まあ、考えてみれば憲法で禁止されているはずの軍隊を、しかも世界有数の強力な軍隊を保有していることすらこの国は“黙認”しているのです。それに比べれば夜間中学の“黙認”はなんと優しく人間味に溢れていることか、といたいところですが。」¹

映画監督である山田洋次は、1993年に映画「学校」を制作して、夜間中学について描いた。上記は、夜間中学を題材にするに至った経緯について、山田が述べたものである。

(2) 夜間中学とは

戦後、戦前の教育制度は変更され、小学校と中学校、高等学校という現在の形になった。15歳までの子どもは義務教育ということで学校に通い、義務教育終了後、教育にアクセスできない人たちは、定時制高校や一般の社会教育というもとで補われるということになった。

しかし、経済的な事情や家庭環境、地域の都合で学校に行けなかった人がいた。その人たちに最も基本的な教育を受ける機会を設けようと、学校の教員や地域の教育委員会といったところが関わって誕生したのが、「中学二部(通称、夜間中学)」である。

夜間中学に通う人たちは、始めは先述したような人たちであったが、義務教育が普及するにつれ、その世代の人たちは高齢化し、その人口も少なくなっている。一方で、不登校で学校に行っていなかった人など、個人の事情によって教育にアクセスできなかった人たちが夜間中学に通うようになり、また外国とつながりのある人たちが基礎的な教育にアクセスする受け皿にも夜間中学はなっている。

(3) 地域と行政の視点から

教育システムの1つとして考えるのであれば、教育学の分野で調べればよいだけであろう。しかし、地域や行政がサポートして、地域で根付いたシステムとしてみれば、

夜間中学は行政学的な意味でも興味深い。特に、戦後まもなくして義務教育からもれた人たちは高齢化が進み、あと十数年すればこのような人たちは対象とはなくなってくるであろう。様々な世代が混在して多様な人びとが共に学ぶ場として、また、これから変化していく途上にある場として、今の夜間中学はあるので、研究テーマとしては意義があるとみる。

2. 公立夜間中学の成立と変遷

いわゆる夜間中学は、1947年の6・3制の導入とともに、様々な事情で義務教育から外れてきた人びとが学ぶ場を確保する動きから始まっていく。ここでは、具体的な統計として表れてくる公立の夜間中学を採り上げ、時期を区分して説明する²。

(1) 夜間中学勃興期：1947～1954年

新学制が始まったまもなくから、昼間の学校に行くことができない長期欠席生徒が多くみられた。その理由としては、家事手伝いや工場などでの労働であり、家庭の経済的な貧困によるものがほとんどであった。この時期には、大阪市立生野第二中学校（現 勝山中学校）の「夕間学級」などに代表される、夜間中学の先駆的な取り組みが出てくる。

これらの取り組みに対し、当時の文部省や都道府県の教育委員会は、新制中学という義務教育制度を揺るがすものだとして、夜間中学に反対していた。その一方で、長欠生徒の問題は見過ごすことができないものになっており、東京都足立区立第四中学校のように、教育委員会が許可する事例も現れてくる。

(2) 衰退と反対運動：(1955～1970年)

1950年代後半になると、経済的な水準は上昇し、就学援助制度も整備されてきたことで、長期欠席生徒もしだいに減少を始めた。夜間中学には学齢期の生徒よりも、「学齢期を過ぎた」生徒の人数が大半を占めてきた。

この傾向を踏まえ、文部省と教育委員会は夜間中学に否定的な姿勢をとり、学齢期を過ぎた生徒は成人講座や通信教育で補う方針を示してくる。一方で、「学齢期を過ぎた青少年のための夜間学級（大阪市立天王寺中学校夜間学級）」のように、教育委員会が関係法令³を解釈し、夜間中学を設置する例もみられてくる。

(3) 失われた教育の保障と社会教育化のはざままで(1971年～現在)

1970年代頃になると、貧困などによる未就学者（義務教育未修了者）はますます減った。不登校といった理由により学校には行かなかったが、形式的には卒業した「形式卒業者⁴」や、中国や韓国からの引揚者といった人びとが、学校に通うようになってくる。

夜間中学が思いのほか目立ってくると、文部省は生涯学習や社会教育の立場から財政補助を出し、教育委員会は形式卒業者を学校長の意見を聞いた上で例外的に認めるという姿勢を示してくる。また、1970年代後半には、次章で説明する「自主夜間中学」や「識字教室」が民間で展開されていく。この例としては、奈良県での自主夜間中学「うどん学級」が挙げられる。

3. 「自主夜間中学」の登場とその課題

(1) 民間のボランティアなサポートとして

現在の公立夜間中学の入学要件は、①設置区または市に居住していること、②義務教育の年齢を超えていること、③中学校の過程(学校教育法第1条に規定される)を修了していないこと、以上3つである。

この入学要件によると、先に挙げた形式卒業者の人びとは公立の夜間中学に通うことは原則的にはできない。また、夜間中学は公的な制度ではないため、国からの補助金はほんのわずかで、運営は都道府県の教育委員会が担っている。よって、財政的に余裕のある地方公共団体でなければ、公立で夜間中学は設置しづらくなる。

この状況に対して、各地では自主的に義務教育を受けられなかった人びとの学びをサポートしようと、「自主夜間中学」という形でボランティアな活動が展開されてきた。自主夜間中学は、義務教育にアクセスできなかった人びとに対する学習権の保障という意味合いもあるが、一方ではこれらの人びとの教育を受ける権利を認め、公立の夜間中学を設置するよう、教育委員会に求める運動としても展開してきた。

(2) 自主夜間中学の難しさ

公立夜間中学は本州に35校しかなく⁵、その他の地域には全く存在しない。そのため、北海道・東北・四国・九州で活動はみられるが、各地の教育委員会の理解は十分とはいえず、厳しい状況で活動する自主夜間中学も少なくない。自主夜間中学が運営される中では様々な課題が出てくるが、本稿では主に2点を記していく⁶。

一つは、弱い財務基盤である。自主夜間中学がNPOや市民団体などのボランティアなセクターにより運営されていることは、先述した通りである。非営利を目的とする民間セクターは、その性質上、収入面の多くを寄付金や助成金に依存しているところが多い。本来であれば公的な形で行われる教育活動を民間団体が担い、加えて、行政の理解の薄い分野であることから、公的助成の機会・内容ともに乏しいことは想像できる。このため、義務教育であれば無償のところ、参加者から参加費を千円前後徴収せざるをえない団体がある。また、行政施設の会場使用料減免を受けられず、年間の会場費だけで70万円に達する団体も存在する。

もう一つは、スタッフの問題である。学習方法としては、マンツーマン形式で個別

指導を行うものや、講師が教壇で授業をする方法がある。一部のスタッフに負担が集中しないよう、一つの教科を複数の講師で担当する団体もある。自主夜間中学でサポートするのは、初等教育の基礎的な内容から始まるため、学習者個人に合わせた丁寧な方法が行われていることが予想される。このため、多くをボランティアで補っているスタッフが集まらず、安定して参加してもらえないことが、大きな課題となっている。また、質の面でみると、講師のスタッフでは約半数が教員免許状保持者であり、一定の質が確保されていることがわかる。しかし、自主夜間中学ではニューカマーの人びとが一定の割合を占めており、約8割の団体で1人以上が通ってきている。長く活動している自主夜間中学ならまだしも、外国とつながる人びとに対応した学習に慣れていない団体であれば、日本語を教えるのでさえ戸惑ってしまうことが予想される。団体に学習方法についてのサポートなどがどのように実施されるのかも、今後の課題であろう。

4. 生きる人びとの姿を描くまで

以上のように、夜間中学は戦後の状況から生まれてきたものであり、社会の状態と行政との関わりにおいて変遷し、今日に至っていることがわかる。その行政的な位置づけから、多くの都道府県では公立の夜間中学は普及せず、これを補う形で自主夜間中学がみられてくる。しかし、民間セクターゆえの課題が存在し、行政においてどのような保証がされるのかが待たれるところである。

本稿を執筆するにあたって、筆者の課題を最後に記してまとめとしたい。まず、今回は夜間中学の概要をまとめることを重視したことにより、現場に足を運んで、実際の活動を本稿に載せきれなかったことである。これからは、先行研究を参照するのはもちろんだが、現場の活動にも一歩踏みこんで、実際の空気感からみえてくるものも加えていきたい。

また、第1章の冒頭で山田洋次氏の一節を引用した。これは、私が夜間中学に関心をもったきっかけを示すために引用したものであって、本稿は映画評論ではないことから、映画「学校」についての詳細については触れなかった。しかし、夜間中学という公的ではない制度を生き生きと描き出し、義務教育制度からもれ出た人びとの存在を世間に訴えた作品として、本作は意味をもつものと個人的には考える。今後は、夜間中学に関する作品や著作にふれながら、その場に生きる人びとの姿を書いていきたいと思う。夜間中学について、筆者はまだその一端を知ったにすぎない。本テーマをさらに追求していったら、卒業論文につなげていければと考えるところである。

¹ 山田洋次『「学校」が教えてくれたこと』PHP 研究所、2000 年、25 ページ

² 本章では、栗田克実「公立夜間中学の諸問題—歴史，現状，課題—」(『北海道大学大学院教育学研究科紀要』2001 年、214-220 ページ)、を参考にし、栗田が用いた区分をもとに説明した。そのため、小項目のタイトルは、本論文で使用されているものを引用した。

³ 学校教育法施行令 25 条 5 項のことを指す。同項では、市町村立中学校等の二部授業について、設置自治体が設置廃止等の届け出を行うことを定めている。

⁴ 学校卒業後の就業などをふまえ、学校側が卒業を認定したものと推測される。

⁵ 添田祥史「自主夜間中学の活動と展開」『ボランティア学研究』Vol.8、国際ボランティア学会、2007 年、による。

⁶ 本節では、添田『前掲書』168-175 ページ、を参考とし、具体的な金額・統計割合については、本論文から引用した。